

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、茨城県知事より通知があったので、次のとおり公表する。

令和 8 年 1 月 27 日

茨城県監査委員 半 村 登
同 黒 部 博 英
同 澤 田 勝
同 田 中 美 和

(注意事項)

監査実施機関名 産業技術イノベーションセンター 笠間陶芸大学校	監査実施年月日 令和7年11月18日
---------------------------------------	-----------------------

○監査の結果

排水処理施設維持管理業務委託について、内部統制が機能せず、随意契約限度額を超えているにもかかわらず、適正な理由なく随意契約としていたことは適切でない。

○措置状況

- ・令和5年度当時、大学校の内部事務規定である「事務手続きマニュアル（留意事項）」をもとに事務手続きをしていましたが、長期継続契約の判断基準が記載されておらず、単年度額（100万円以下）を基準に随意契約としまった誤りを受け、学長は、「長期継続契約で期間の総額が財務規則に定める限度額（令和7年現在は200万円）を超える場合は一般競争入札で調達を行う」旨を明示するとともに、全職員に再配布して理解を徹底した。
- ・また、起案の際に添付している「手続工程管理表（チェックリスト）」にも同様の注意事項を明示し、学長、副学長、グループ長及び経理担当者により確認を実施している。
- ・マニュアルは、毎年、確認・見直しを行って全職員に配布し、理解をアップデートしていく。

監査実施機関名 土浦土木事務所つくば支所	監査実施年月日 令和7年11月28日
-------------------------	-----------------------

○監査の結果

普通財産（土地）に係る貸付について、内部統制が機能せず、複数年に渡り賃貸借契約の更新手続きを怠り、貸付料徴収が遅延したことは適切でない。

○措置状況

- ・支所長は、R7.1.28に、内部統制のリスク対応策を確実に実行すること、特に調定事務に関しては事前調整を含め原則複数名で対応すること、調定等については、過去まで遡り点検を行うことを全職員に指示し、指示を受けて全職員で令和2年度まで遡り総点検を実施した。
- ・支所長及び各課長は、毎月実施する課長会議において、事業担当が作成した進捗状況のチェックシートを全課分について確認することにより、事業執行の漏れ及び遅延を防止する。
- ・事業担当は、業務マニュアルを随時更新し、副担当など支所内の複数の関係職員に共有することにより、作業手順や使用料・貸付料の算定方法などの「業務の見える化」を図る。
- ・事業担当及び副担当は、業者からの事前相談の段階から、複数名での対応を徹底する。
- ・事業担当及び副担当が申請内容について現地確認を行ったのち、関係3課（土地販売推進課、区画整理課、事業調整課）において、申請内容と各課で把握している電柱等の情報との整合性をトリプルチェックするとともに、情報を一元化した台帳を新たに作成し管理する。
- ・事業担当及び副担当は、貸付先事業者に対し、四半期ごとに、貸付対象となる土地（電柱等）の使用収益開始リスト及び土地引渡し情報一覧を提供し、情報共有を図ることにより、貸付対象の漏れを防止する。
- ・宅地整備販売課は、定期的につくば支所の業務進捗状況を確認するとともに、執行内容にかかる根拠資料等の情報共有を求めることにより、つくば支所に対する助言など連携強化を図る。